

規程等：第3部 第1章

登録費の細則規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第21条の規定に基づき登録費について規定するものとする。

(登録費の条件)

第2条 登録費は、登録団体の会員から徴収する。

(登録費の納入)

第3条 登録費は、登録団体が会員名簿と一緒に納入するものとする。

2 年度途中の登録費の納入も同じ扱いとする。

(登録費の金額)

第4条 登録団体の会員が支払う登録費は、年間1,000円とする。

(登録費の返還)

第5条 登録団体の会員が支払った登録費は、返還しない。

(日本グラウンド・ゴルフ協会)

第6条 規約第19条第1項の日本グラウンド・ゴルフ協会登録申請については、この細則を準用する。

2 登録された団体の会員が日本グラウンド・ゴルフ協会へ支払う登録費年間500円は、第4条に含むものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は平成20年2月17日に一部改正し、平成21年1月1日より適用し、実施する。

この規程は、令和3年4月18日より一部を改定し施行する